

平生町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 趣旨

本要項は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づき、町民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するために必要な事項を定める。

2 実施内容

「熱中症特別警戒情報」発表時において、施設管理者は主に次の内容を実施します。

- (1) 施設の出入りや該当箇所等、見やすい場所に町が配付するステッカー等を掲示し、クーリングシェルターであることを周知すること。
- (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所への案内（問合せ先があった場合）
- (3) 休憩するための椅子等の設置（既設のもので可）
- (4) 空調の適切な管理

3 応募資格

クーリングシェルターの趣旨に賛同し、町内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房施設を有すること。
- (2) 町民等の滞在のために必要かつ適切な空間を確保すること。
- (3) 山口県に熱中症特別警戒情報が発表された場合に開放可能日時において当該施設を町民等に開放することができること。

4 運用期間

国が定める熱中症特別警戒情報の運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）と同一とします。

5 募集期間

随時

6 応募方法

平生町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定同意書に必要事項を記入の上、持参もしくは郵送、電子メールいずれかの方法によって平生町保健センターへ提出してください。

所在地 〒742-1102 熊毛郡平生町大字平生村 178

担 当 平生町健康保険課保健班

電 話 0820-56-7141

電子メール hoken@town.hirao.lg.jp

7 応募後の流れ

- (1) 協定書の締結
- (2) 町ホームページ等にてクーリングシェルター施設情報（施設・店舗名、所在地、開放可能日及び時間帯、共用部分、受入可能人数、電話番号等）の公表
- (3) クーリングシェルターの運用開始
町からクーリングシェルターマークのステッカー等を配付します。

8 協定の有効期間

協定で定めた期間満了の1か月前までに、協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一条件で1年更新するものとし、以後も同様とします。

9 その他

- (1) 環境省熱中症予防情報サイト等を登録し、情報収集が可能な状態にしてください。
- (2) クーリングシェルターの設置・運営に係る光熱費等については、施設の負担となります。
- (3) 避難者の対応は施設が行い、避難者が損害を与えた場合であっても町は損害賠償の責任を負いません。
- (4) 施設管理者は、クーリングシェルターの運営に際し、避難者の安全確保に努めるとともに、事故発生時には速やかに町へ報告してください
- (5) 取組の趣旨に適さない等、町が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されないことがあります。また、指定された後も、町が不適当と認める場合は、指定を取り消すことがあります。
- (6) 協定について疑義が生じた時や協定に定めがない事項について取扱を定める必要があるときは、その都度協議して定めます。